

令和4年度 新宿区自転車等駐輪対策協議会（第4回）

令和5年2月6日（月）10時00分～11時30分

新宿ファーストウエスト 3階 AB会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 前回協議会からの自転車に関する法改正等の変化と計画書（案）への反映について
 - (2) 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果と計画書（案）への反映について
- 3 その他
 - ・計画策定のスケジュールについて
- 4 閉会

<配付資料>

- [資料1] 前回協議会からの自転車に関する法改正等の変化と計画書（案）への反映について
- [資料2] 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について
- [資料3] 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）（素案）からの主な変更点
- [資料4] 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）（案）
- [資料5] 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）（案）概要版
- [資料6] 令和4年度新宿区自転車等駐輪対策協議会委員名簿
- [資料7] 座席表

1 開会

2 議題

(1) 前回協議会からの自転車に関する法改正等の変化と計画書（案）への反映について

・事務局より、資料1について説明を行った。

[遠藤会長] それではただいまの説明について質問などありましたらお願いします。基本的には法改正の内容を受けて、コラム欄にまとめたということ、計画書の施策に現状認識を加えた部分があるということです。

ご意見等ないようでしたら、この後の内容と併せてご質問いただいても結構です。

続きまして、(2) 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果と計画書（案）への反映について、事務局から説明をお願いします。

(2) 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果と計画書（案）への反映について

・事務局より、資料2, 3について説明を行った。

[遠藤会長] ただいま説明があった内容について、ご意見、ご質問などがあればお願いいたします。

[鈴木副会長] 資料2のp7の86番で、趣旨が素案の方向性と同じと書かれています。シェアサイクル利用を促進してほしいという内容ですが、駐輪場の設備を有効活用するために個人の自転車からシェアサイクルに置き換えるという観点と、夜間の交通手段としての観点の二つが書かれていて、内容としてはかなり違うと思いますが、趣旨は素案の方向性と同じと回答されているのは両方の観点に対して言っているのでしょうか。

[事務局] 事務局から回答させていただきます。まず1点目の、限られた駐輪場の設備を有効活用するためのシェアサイクル利用の促進についてです。区がシェアサイクルを導入した経緯は、区民の回遊性・利便性の向上という目的に加え、駐輪対策も目的として挙げています。個人所有の自転車からシェアサイクルに乗り換えていただくことで駐輪対策につながる部分はあると考えているため、シェアサイクルを促進していくということで、ご意見に対してもお答えできていると考えております。

2点目の終電後や終バス後の交通機関としてということについては、シェアサイクルを公共交通機関に準ずるものという形で、区民の方に使っていただきたいと考えております。その中で、終電後や終バス後の交通機関

としてのシェアサイクルの利用は、区民の利便性の向上という観点からも必要であると考えておりますので、シェアサイクルを促進していくことで対応していきたいと考えております。

[鈴木副会長] 私は1点目の駐輪場の有効活用のための利用促進は非常に意義があり、実際、長期的に乗り換えていくことができるかなと思うのですが、2点目の夜間の利用については、飲酒運転等も問題として出てくる可能性があるのですが、実際に夜間利用は多いのですが、その辺はご留意いただいて、夜間については取り締まりもするとか、そういったところは気を付けて頂けたら良いのかなと思います。

[事務局] ご意見ありがとうございます。今、副会長から、夜間は飲酒運転が多くなるのではないかとのご指摘をいただきました。自転車の飲酒運転は道路交通法で禁止となっています。飲酒運転も含め、自転車利用のマナーと交通ルールを守ることに、今後も警察等と連携しながら啓発を図っていきたいと考えています。そうした対応をしながら夜間利用について、区としてはシェアサイクルが活用できるよう努めたいと考えています。

[鈴木副会長] ありがとうございます。もう一つが、資料3のp3の6番について、資料2のパブリック・コメントの77番のご意見は、自転車専用通行帯の整備を基本にと書いてあるが自転車専用通行帯を整備するのは現実的なのか、恐らく道路が狭くてできないのではないかとというようなニュアンスで書かれていると私は読んだのですが、資料3では自転車道を入れるという修正をされています。ここで自転車道を入れたということは、計画においても、理想としては自転車道を入れたいという意図で書かれているのでしょうか。

[事務局] 事務局から回答いたします。幅員の狭い道路が多い区内の道路で自転車道を整備することは難しいと認識しています。一方で、国のガイドライン等では、交通量や規制速度に合わせて整備形態を選定していくことが定められていますので、検討していくなかでは自転車道をまず検討し、次に自転車専用通行帯、車道へのナビマーク・ナビライン、といった段階を踏むという趣旨を踏まえて、自転車道を加えた修正をさせていただきました。

[鈴木副会長] おそらく77番の意見は、道路が狭いため自転車専用通行帯を基本にするという考え方ができるのかということなので、より厳しい内容にしているような修正に見えたので質問しました。実際には、原則としてそういった全ての可能性を検討したうえで、できない場合には自転車ナビマークやナビラインの整備をするという、より一般的な書き方に変えたという意味ですね。承知しました。ありがとうございます。

もう一つですが、ルール改正についてはコラムへ反映し、特に施策には反映しないということでした。計画の文章としては私もそれで良いと思う

のですが、今後ご検討いただきたいことがあります。資料4のアンケートを拝見すると、ルールは知っていて守っているという回答が多く、例えば3の【守る】に関するアンケートでは、歩道の車道寄りを徐行していると回答している人が65.9%います。しかし、実際に歩道で徐行している人はほとんどいないと思っており、これはおそらく、徐行の速度が分かっていないのではないかと、自分ではゆっくりしているつもりでも十分速いというようなことがあるのかなと思います。

今後歩道の徐行義務違反の取り締まりが厳しくなるということは、それだけこの行為が危ないということであり、今回赤切符を切るという話になっているルールは、特に危ない行為がピックアップされていると思います。

啓発する際にも、対象やツール、どういう手法で伝えるかということだけではなく、内容についてもメリハリをつけ、本当に危ないこと、もちろん、他が危なくないわけではないのですが、全部フラットに記載するよりも、ある程度伝えたい部分をピックアップしていくことや、伝え方の工夫をしていくということで、ルールの改正に伴って、伝える内容もご検討いただくように今後取り組んでいただけたらと思います。文章には反映しづらいと思いますが、意見としてお伝えしておきます。

[事務局] ご意見ありがとうございます。今、副会長からお話がありましたように、啓発も一律に行うだけではなく、内容にメリハリをつけて、伝え方も工夫をして、優先順位等をつけて実施していきたいと思っております。今後の啓発活動のなかで、今いただきましたご意見について反映したいと思えます。ありがとうございます。

[遠藤会長] その他ご意見はありますか。

[廣井オブザーバー] 資料4のp48「(3)具体的な施策」の「E 自転車利用のルールやマナーの向上」の赤字で表記されている部分では、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が義務化されますという記載になっています。しかし、p15のコラムでは、努力義務化で、ヘルメットをかぶるよう努めなければならないという改正であるという記載になっています。努力義務化と義務化でだいぶニュアンスが違うのかなというところも感じ、p48の記載についても「努力」を入れたほうがいいのではないかなと感じました。

[遠藤会長] ありがとうございます。文言の整合です。事務局からお願いします。

[事務局] 事務局から回答させていただきます。ご指摘のとおり努力義務化ですので、p48の記載について検討させていただき、文言をそろえるよう対応させていただきます。

[遠藤会長] ありがとうございます。検討するとのことですが、何か検討が必要な事情があるということでしょうか。

[事務局] 東京都や警視庁の啓発チラシを見ると、あるチラシでは努力義務化となっている一方で、義務化となっているチラシ等があります。正式にはご指摘のとおり努力義務化が正しいのですが、恐らく啓発のなかでは強く表現するため義務化という言葉を使っているところもあると考えています。

今後区でもヘルメットの着用については、様々な機会をとらえて、ヘルメットをかぶることが努力義務だということを伝えていきますが、どのように伝えていくかということも含めて、努力義務と義務のどちらの言葉を使うか調整させていただきたいと思っています。

しかしながら、こちらの冊子の表記については、ご指摘のとおり努力義務という表現で統一させていただきたいと思っています。

[遠藤会長] 分かりました。文言の整合は取ったほうがいいかと思うので、そのよう
にお願いいたします。それではその他のご意見ございますか。

[高橋委員] 資料4のp52になります。施策E-5、上から三つ目において、電動キックボードは自転車と通行空間が同じ場所であるとともに、6キロ以下での歩道通行が可能となりますと書かれています。間違いではないのですが、自転車が6キロ以下で歩道通行可能になるからといって、全ての歩道で走行可能になるわけではなく、自転車も通れる歩道のみとなっています。具体的には、自転車歩道通行可という標識がある歩道については6キロ以下に速度を落とせば通行できますということです。

このため、この文言だと全ての、どんなに狭い歩道でも、自転車と電動キックボードは速度を6キロ以下に落とせば走行可能であるという誤解を与えてしまう可能性があるので、文言を工夫していただければと思います。

[遠藤会長] ありがとうございます。より詳しく現状の法改正の変更を記載したほうが良いということですね。

[事務局] ご指摘のとおり、誤解がないように文言を修正いたします。

[遠藤会長] 他のご意見、ご質問など、ございますか。

よろしいでしょうか。ちなみにパブコメで166件、それなりの件数頂いております。その他の34件というところは、説明は省かれていますが、主に文言の修正に関することです。

今日で内容の最終確認をしていただいて取りまとめとなりますが、いかがでしょうか。

[小澤委員] 今、義務化など、色々言葉だけが先行していますが、例えばヘルメットの規格とか形状、あごひもを付けるといった一般的な安全対策はどのように周知しますか。

[遠藤会長] 今後の取り組みの具体的な内容についてのご意見だと思います。

[事務局] ご意見ありがとうございます。ヘルメットについての区の周知方法としては、まず、PR チラシを作成しましたので、地域センターまつり等で周知啓発を図っていきたいと考えています。

また、地域センターまつり等のイベントの時に、区から見本品としてヘルメットをお持ちして、実際に皆さんに色々な種類のヘルメットを見ていただいたり、実際にかぶっていただいたりしながら、努力義務になったということを知っていきたいと考えています。

なお、ヘルメットについては、正式に自転車用のヘルメットの規格がないと認識しております。SG マークのヘルメットや、その他自転車サイクル協会等が推薦しているヘルメットはありますが、特にこれでないとは駄目だということはないと事務局では認識しています。

また、ヘルメットの正しい着用方法については、例えばあごひもをしっかり付けることや、正しい角度でしっかり深くかぶるといったことを、チラシや啓発活動と併せて区民の方に周知していきたいと考えています。

[小澤委員] 早めに対応をお願いします。先日も四谷地区の町会連合会の時に、警察からヘルメットの義務化について話がありましたが、安全対策で必要だということはよく分かるものの、何をどうやって、どういう方法でかぶっていいのかわからないと、ただかぶればいいとなってしまうのか心配しています。例えば、工事現場のヘルメットをかぶっていいのかということにならないかと。自転車の危険な運転が増えないようにするため、早めに内容を決めたいと、取組を進めていただきたいという意見です。

[遠藤会長] ありがとうございます。ご意見承知しました。その他何かございますか。
事務局の回答の中で普及・啓発活動について、チラシという説明がありましたが、例えば YouTube のような、もっと若者の目に簡単に入るような手段は、新宿区の中で使うことができるのでしょうか。

[事務局] ご意見ありがとうございます。周知方法ですが、区で考えていることは、街頭の大型ビジョンでヘルメット着用義務化の動画を放映していくことです。また、ケーブルテレビで、ヘルメットの着用が義務化されたことについてのコマーシャルを打っていきたいと考えています。その他、ホームページへの掲載や、そういったメディアを活用しながら周知・啓発を図っていきたいと考えています。

[遠藤会長] 簡単にできて、若者等これから自転車のルールを習得していく層に対してうまくアクセスできるような手段を考えて挑戦していけると良いと思いました。意見ということでお願いします。その他、何かございますか。

[鈴木副会長] これは書くことが難しいと思うので意見としてということですが、キックボードについては、どうしても走り方の難しさの話が出てくるのですが、

今はシェアリングサービスがメインなので特に問題になっていないのですが、今後、どこに止めるかという話も恐らく出てくるかと思えます。

今もその辺に止めている人がたくさんいますし、普及している海外でも、道端にたくさん乗り捨ててられていて、かなり散らかっているような状況で、自転車以上に止めやすいというか、置いておきやすい乗り物なので、きっとそういった問題も出てくる可能性があると思います。

この計画には書けないと思いますが、今後の検討対象にはなってくると思えますので、次回の見直しの頃には問題が出てくるかと思えますので、ご検討いただければと思います。

[事務局] ご意見ありがとうございます。今、副会長からお話がありましたように、キックボードの駐車対策については課題だと思っております。これについては新宿区のみならず、23区、全国的な課題かと思っております。情報を共有し、適切に対応していきたいと思っております。駐輪対策の課長会の中でも課題の一つということで認識しておりますので、その中でも討議されていくものと考えています。

[遠藤会長] ありがとうございます。本日いくつかご意見をいただきましたので、文言を修正すべき箇所は修正していただき、啓発活動に関して検討できる部分は検討し、計画書に反映すべき点は反映していただくなどの対応をお願いします。

それでは、次第の(2)についてはよろしいでしょうか。事務局は修正等の対応をよろしくをお願いします。

それでは、最後、3その他について事務局よりお願いいたします。

3 その他

[事務局] 今後の計画策定スケジュールについてご説明させていただきます。

本日いただいたご意見については修正し、計画書(案)として2月から3月初旬にかけて庁内決定をとります。3月中旬に開催される区議会で計画策定について報告を行い、3月中旬には区のホームページや特別出張所等で計画書を公開します。計画書の冊子ができたら、委員の皆様へ送付させていただきます。スケジュールについては以上です。

[遠藤会長] 何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日の議題は以上となります。

4 閉会